

二一 佐竹義重書状（「平沼伊兵衛氏所藏文書」）

佐竹義重、興野氏に、烏山城が改易になったことを同情し、永楽壱万疋の地で召し抱える旨報じる。

態令啓達候、依無指事、常不申通、疎略之至、非面談者更不可謝之、仍其方事、義昭（佐）以来数度以書状雖招請、那須次郎依遺孫、不令首尾、無是非打過候所、不慮此度烏山没洛之間（落）、我等茂乍悲歎、日来之本望有此事、若被許容者、於便宜之鄉村、永楽壱万疋之地可令合力候、勿論由緒存之上、小場等之与門葉可為同礼候、心底之趣、難尽筆紙不具、謹言、

（天正十八年）
八月十一日

源義重（花押）

興野殿

御館

【読み下し文】

態むぎと啓達せしめ候。指したる事なきに依り、常に申し通せず、疎略の至り、面談にあらずんば、更に之を謝すべからず。仍つて其方の事、義昭以来数度書状を以つて招請すと雖も、那須次郎の遺孫に依り、首尾せず、是非なく打ち過ぎ候つる所、不慮に此の度烏山没洛するの間、我等も悲歎ながら、日来の本望ひら此の事に有り。若許容せらるれば、便宜の鄉村に於いて、永楽壱万疋の地合力せしむべく候。勿論由緒存ずる上は、小場等の門葉と同礼たるべく候。心底の趣、筆紙に尽しがたく、具ぐにせず。謹言。